

(資料2-1)

次期障害福祉計画の見込み量等の概要

<次期障害福祉計画 見込量等に関するポイント①>

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行と福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	基準値	R8年度までの目標値
「福祉施設入所者の地域生活への移行」 ①福祉施設入所者数	218人(R4年度)	207人(基準値から5.05%減少) ※国の指針に基づいた目標値
②福祉施設入所者の地域生活(グループホーム等)への移行者数		7人(基準値から3.2%移行) ※国の指針より低い目標値(過去実績より設定)
「福祉施設からの一般就労への移行」 ①福祉施設からの一般就労への移行(年間)	11人(R3年度)	14人 ※国の指針に基づいた目標値
②就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型から一般就労への移行(年間)	9人(R3年度)	12人 ※国の指針に基づいた目標値
③就労定着支援の利用者数(年間)	10人(R3年度)	14人 ※国の指針に基づいた目標値

2. R5年度(実績見込み)からR8年度までに増加を見込む障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度(実績見込み)		R8年度(見込み)		増加理由	
	月平均	人数	月平均	人数		
①訪問系サービス : 同行援護	22時間分	4人	41時間分	6人	R3~4年度までの各サービスの利用実績とR5年度実績見込みをふまえて、R8年度までの利用者の増加を見込んでいる。	
②日中活動系サービス : 生活介護	6,817人日分	361人	6,990人日分	372人		
③就労系サービス	: 就労移行支援	377人日分	24人	409人日分		26人
	: 就労定着支援	8人日分	8人	9人日分		9人
	: 就労継続支援A型	1,670人日分	81人	1,888人日分		93人
	: 就労継続支援B型	11,097人日分	611人	11,727人日分		727人
④居住系サービス	: 共同生活援助		230人		247人	
	: 短期入所	526人日分	97人	566人日分	119人	
⑤相談支援サービス	: 計画相談支援		386人		467人	
	: 地域定着支援		7人		11人	
⑥障害児通所支援サービス	: 放課後等デイサービス	3,197人日分	230人	3,763人日分	290人	
	: 保育所等訪問支援	4人日分	2人	16人日分	8人	
	: 居宅訪問型児童発達支援	9人日分	1人	36人日分	4人	
	: 障害児相談支援		137人		173人	

※時間分: 1月あたりの平均利用時間(1月あたりの平均利用人数×1人1月あたりの平均利用時間)

※人日分: 1月あたりの平均利用日数(1月あたりの平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数)

※人数: 1月あたりの平均利用人数

<次期障害福祉計画 見込量等に関するポイント②>

3. R5年度実績見込みと同量を見込んでいる障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度（実績見込み）		R8年度（見込み）		理由
	月平均	人数	月平均	人数	
①訪問系サービス ：居宅介護 ：重度訪問介護	2,281時間分 211時間分	165人 6人	2,281時間分 211時間分	165人 6人	現在の計画の見込みよりも実績が低く推移しており、介護保険への移行も見込まれることから、R5年度度からと同量を見込んでいる。
④居住系サービス ：療養介護		22人		22人	
⑤相談支援サービス ：地域移行支援		1人		1人	
⑥障害児通所支援サービス ：児童発達支援	310人日分	29人	310人日分	29人	

4. 現在の計画の見込みと同量を見込んでいる障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度（実績見込み）		R8年度（見込み）		理由
	月平均	人数	月平均	人数	
②日中活動系サービス ：自立訓練（生活訓練）	789時間分	42人	810時間分	54人	現在の計画の見込みと同程度で実績が推移しているため、現在の計画の見込みと同量を見込んでいる。

5. R5年度（実績見込み）からR8年度までに減少を見込む障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度（実績見込み）	R8年度（見込み）	理由
	人数	人数	
④居宅系サービス ：施設入所支援	215	207	高齢化に伴う利用者の減少を見込んでいる。

6. 利用者負担額 ※全国統一の月額による利用者負担額（サービスの利用の増減による利用者負担額の変更はなし）

18歳以上の障害者の国で定める利用者負担額（月額）			18歳未満の障害児（高校生含む）の国で定める利用者負担額（月額）		
生活保護	生活保護受給世帯	0円	生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯 （所得割額16万円未満） ※入所施設とグループホーム利用者を除く	9,300円	一般	市町村民税課税世帯 （所得割額28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯 （所得割額16万円以上）	37,200円		市町村民税課税世帯 （所得割額28万円以上）	37,200円

（市町村民税の課税状況を判断する場合の世帯の要件）

18歳以上の障害者	障害者本人とその配偶者（配偶者がいない場合は、障害者本人のみ）
18歳未満の障害児（高校生含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

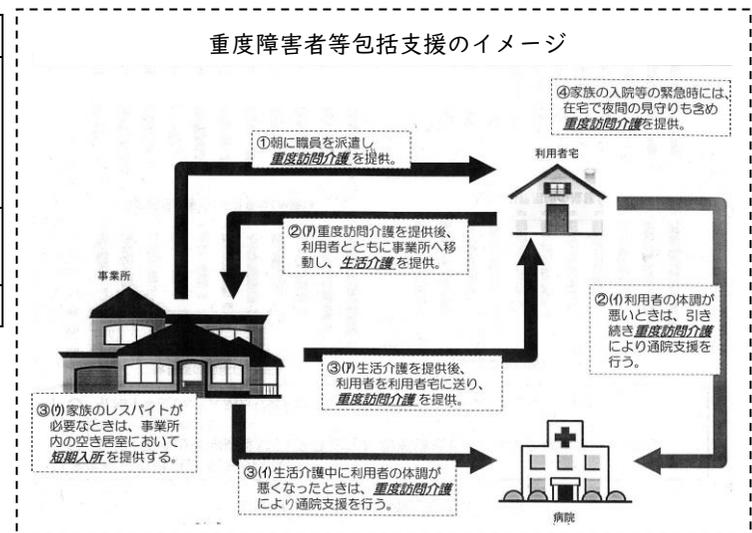
<次期障害福祉計画 見込量等に関するポイント③>

7. 未実施の障害福祉サービス（行動援護と重度障害者等包括支援）

※第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見への対応（参考資料② No1、No4、No7）

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難がある方（障害認定区分3以上）に対して、主に以下の支援を行う。 ①予防的対応：危険を想定して、その危険回避に必要な支援 ②制御的対応：パニックになった時などの問題行動をおさめる支援 ③身体介護的対応：食事介助や入浴等の身体に関する支援
課題	以下の①と②の要件を満たす職員の養成が課題 ①サービス提供責任者 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）修了者であって、知的障害（児）者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験が必要 ②従業者 ①と同様の研修修了者であって、知的障害（児）者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験が必要
今後の方向性	事業実施に向けて支援策等を含めた検討

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	常時介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障のある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方や知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方（障害認定区分6以上）に対して、通所・訪問・短期入所・訓練等の各種サービスを組み合わせて支援を行う。
課題	各種サービスを組み合わせて事業を実施する必要がある、サービス提供体制の構築と施設整備が課題
今後の方向性	事業実施に向けて支援策等を含めた検討



8. 今後のスケジュール

時期	内容	協議事項
R6年1月	第2回推進協議会	施策の方向性・体系案
1～2月	障害福祉サービス提供事業者との意見交換	
	第3回庁内検討会	計画案
	協議会委員へ計画案の送付	計画案
	パブリックコメント	
3月	議会（厚生常任委員会）へ報告、市長決裁	
	計画策定、公表	